

# まちづくり総合交付金

## 地区まちづくり推進委員会

地域マネージャー費用相当額 100万円/1地区。  
1,500世帯以上は2名分交付することができる。  
複数の公民館をまとめた場合は、公民館数分の交付をすることができる

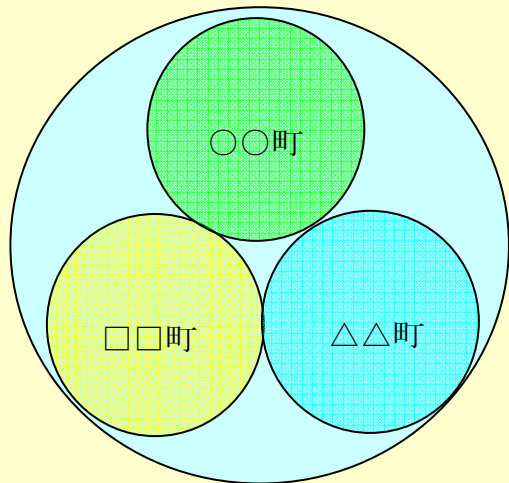
地区まちづくり推進委員会を設立し、住民が主体となって地域づくりを目指す地域で、地域内全体の事業実施や申請を行う場合。  
地域マネージャー費用、事務費相当額の交付金を一括交付し、用途についても委員会が決定する。  
市内、13地区で設立済。



## 複数町内・自治会

事務費相当額 30万円

地区まちづくり推進委員会の設立はしていないが、複数の町内での事業実施や申請のとりまとめを行う場合。  
事務費相当額を加算して交付する。



## 自治会・町内会単位

町内会ごとに申請、報告手続きを行う場合。

- 均等割額 3万円/町内
- 世帯割額 5,000万円
- 面積割額 1,000万円

- |            |          |
|------------|----------|
| 《必須実施事業》   | 《任意実施事業》 |
| 町内清掃事業     | コミュニティ事業 |
| ごみステーション管理 | 敬老事業     |
| 防犯灯維持管理    | 子ども育成事業  |
| 総会開催       | 健康づくり事業  |
|            | 市道維持活動   |
|            | その他事業    |

## その他事業

- 防犯対策事業
- 集会所整備事業

従来どおり、個別申請とする。

※ 基金による上乗せ、独自事業補助は、各自治区の判断による。